

第3 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

平成23年4月27日付課法2-5ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

（注）アンダーラインを付した箇所が、改正した箇所である。

一 第17条の2～第18条（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
第17条の2～ <u>第18条</u> （共通事項）関係	第17条の2～ <u>第18条の2</u> （共通事項）関係
（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）	（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）
<u>17の2～18(共)－1</u> 震災特例法第17条の2第2項又は第17条の2の2第2項に規定する税額控除限度額（以下 <u>17の2～18(共)－1</u> において「税額控除限度額」という。）の計算の基礎となる震災特例法第17条の2第1項又は第17条の2の2第1項に規定する特定機械装置等（以下 <u>17の2～18(共)－1</u> において「特定機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。	<u>17の2～18の2(共)－1</u> 震災特例法第17条の2第2項、第17条の2の2第2項又は第17条の2の3第2項に規定する税額控除限度額（以下 <u>17の2～18の2(共)－1</u> において「税額控除限度額」という。）の計算の基礎となる震災特例法第17条の2第1項に規定する特定機械装置等、 <u>震災特例法第17条の2の2第1項の表の各号の第5欄</u> に掲げる減価償却資産又は震災特例法第17条の2の3第1項に規定する特定機械装置等（以下 <u>17の2～18の2(共)－1</u> において「 <u>税額控除対象機械装置等</u> 」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。
(1) 法人が取得又は製作若しくは建設（以下 <u>17の2～18(共)－1</u> において「取得等」という。）をした <u>特定機械装置等</u> につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下 <u>17の2～18(共)－1</u> において「供用年度」という。）において法人税法第42条から第49条までの規定の適用を受ける場合 法人税法施行令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額	(1) 法人が取得又は製作若しくは建設（以下 <u>17の2～18の2(共)－1</u> において「取得等」という。）をした <u>税額控除対象機械装置等</u> につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下 <u>17の2～18の2(共)－1</u> において「供用年度」という。）において法人税法第42条から第49条までの規定の適用を受ける場合 法人税法施行令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額
(2) 法人が取得等をした <u>特定機械装置等</u> につき、供用年度後の事業年度において同法第42条から第49条までの規定の適用を受けることが予定されている	(2) 法人が取得等をした <u>税額控除対象機械装置等</u> につき、供用年度後の事業年度において同法第42条から第49条までの規定の適用を受けることが予定さ

場合 同令第 54 条第 1 項各号に定める金額から当該供用年度後の事業年度において同法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けるとしたならば、同令第 54 条第 3 項に規定する「損金の額に算入された金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下 17 の 2～18(共)－1 において「損金算入見込額」という。）を控除した金額

④1 (2)の損金算入見込額は、当該供用年度終了の日において、同法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等若しくは同法第 45 条第 1 項の金銭の交付を受け、同法第 46 条第 1 項の賦課に基づいて納付され、又は同法第 47 条第 1 項に規定する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額（同法第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、同法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）とすることができる。

2 法人が特定機械装置等の供用年度において税額控除限度額の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額を(2)に定める金額によることなく同令第 54 条第 1 項各号に定める金額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に同法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けるときは、同令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の税額控除限度額を修正することに留意する。

(特別償却対象資産の特別償却の計算等)

17 の 2～18(共)－2 震災特例法第 17 条の 2、第 17 条の 2 の 2 及び第 18 条の規定に係る減価償却資産の特別償却の計算等については、措置法通達 42 の 5～47(共)－1 から 42 の 5～47(共)－3 まで、42 の 5～47(共)－4 及び 42 の 5～47(共)－5 に準じて取り扱う。

れている場合 法人税法施行令第 54 条第 1 項各号に定める金額から当該供用年度後の事業年度において同法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けるとしたならば、同令第 54 条第 3 項に規定する「損金の額に算入された金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下 17 の 2～18 の 2 (共)－1 において「損金算入見込額」という。）を控除した金額

④1 (2)の損金算入見込額は、当該供用年度終了の日において、同法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等若しくは同法第 45 条第 1 項の金銭の交付を受け、同法第 46 条第 1 項の賦課に基づいて納付され、又は同法第 47 条第 1 項に規定する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額（同法第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、同法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）とすることができる。

2 法人が税額控除対象機械装置等の供用年度において税額控除限度額の計算の基礎となる税額控除対象機械装置等の取得価額を(2)に定める金額によることなく同令第 54 条第 1 項各号に定める金額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に同法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けるときは、同令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の税額控除限度額を修正することに留意する。

(特別償却対象資産の特別償却の計算等)

17 の 2～18 の 2(共)－2 震災特例法第 17 条の 2 から第 17 条の 2 の 3 まで及び 第 17 条の 5 から第 18 条の 2 までの規定に係る減価償却資産の特別償却の計算等については、措置法通達 42 の 5～48(共)－1 から 42 の 5～48(共)－3 まで、42 の 5～48(共)－4 及び 42 の 5～48(共)－5 に準じて取り扱う。

--	--

二 旧第 17 条の 2 《特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>第 17 条の 2 《特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</u></p> <p><u>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>17 の 2-1 法人が震災特例法第 17 条の 2 第 1 項に規定する特定機械装置等を同項に規定する特定復興産業集積区域内において同項に規定する産業集積事業又は建築物整備事業の用に供した日を含む事業年度（以下 17 の 2-1 において「供用年度」という。）後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった当該特定機械装置等に係る同条第 2 項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>
(廃止)	

三 第 17 条の 2 《企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 17 条の 2 《企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</u></p> <p><u>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>17 の 2-1 法人が震災特例法第 17 条の 2 第 1 項に規定する特定機械装置等を同</u></p>	<p><u>第 17 条の 2 の 2 《企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</u></p> <p><u>(特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</u></p> <p><u>17 の 2 の 2-1 震災特例法第 17 条の 2 の 2 第 2 項の規定に係る税額控除限度額</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>項の表の各号の第3欄に掲げる区域内において当該各号の第4欄に掲げる事業の用に供した日を含む事業年度（以下17の2-1において「供用年度」という。）後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった当該特定機械装置等に係る同条第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	<p>の計算については、17の2-1の取扱いを準用する。</p>

四 第17条の2の2（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第17条の2の2（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</p> <p>17の2の2-1 震災特例法第17条の2の2第1項に規定する法人が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定機械装置等を委託先に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該法人の営む事業の用に供したもとして同条の規定を適用する。</p> <p>（従業者の範囲）</p> <p>17の2の2-2 震災特例法第17条の2の2第1項に規定する「従業者」とは、役員、使用人その他の者で、法人の事業に現に従事する者をいうものとする。</p> <p>（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の</p>	<p>第17条の2の3（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</p> <p>17の2の3-1 震災特例法第17条の2の3第1項に規定する法人が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該法人の営む事業の用に供したもとして同条の規定を適用する。</p> <p>（従業者の範囲）</p> <p>17の2の3-2 震災特例法第17条の2の3第1項に規定する「従業者」とは、役員、使用人その他の者で、法人の事業に現に従事する者をいうものとする。</p> <p>（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額</p>

<p>特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p><u>17 の 2 の 2-3</u> 震災特例法第 17 条の 2 の 2 第 2 項の規定に係る税額控除限度額の計算については、17 の 2-1 の取扱いを準用する。</p>	<p>の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p><u>17 の 2 の 3-3</u> 震災特例法第 17 条の 2 の 3 第 2 項の規定に係る税額控除限度額の計算については、17 の 2-1 の取扱いを準用する。</p>
--	---

五 旧第 17 条の 3 《特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>第 17 条の 3 《特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》関係</u></p> <p><u>(税額控除の適用がある適用期間の意義)</u></p> <p><u>17 の 3-1 震災特例法第 17 条の 3 第 1 項の規定の適用上、事業年度の中から同項に規定する適用期間（以下 17 の 3-1 において「適用期間」という。）が開始する同項に規定する適用年度（以下 17 の 3-1 において「適用年度」という。）又は事業年度の中に適用期間が終了する適用年度においては、その適用期間内に同項に規定する被災雇用者等に対して支給する給与等の額が対象となることに留意する。</u></p> <p><u>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</u></p> <p><u>17 の 3-2 震災特例法第 17 条の 3 第 1 項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。</u></p> <p><u>(1) 補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額</u></p> <p><u>(2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供</u></p>

	<p><u>に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)以外の補助金等の交付額で、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下17の3-2において「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。以下17の3-2において同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下17の3-2において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</u></p>
--	---

六 第17条の3（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第17条の3</u> 《企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p><u>（税額控除の適用がある適用期間の意義）</u></p> <p><u>17の3-1</u> 震災特例法第17条の3第1項の規定の適用上、事業年度の中途から適用期間（同項の表の各号の第2欄に掲げる期間をいう。以下17の3-1において同じ。）が開始する同項に規定する適用年度（以下17の3-1において「適用年度」という。）又は事業年度の中途に適用期間が終了する適用年度においては、その適用期間内に当該各号の第3欄に掲げる雇用者に対して支給する給与等の額が対象となることに留意する。</p>	<p><u>第17条の3の2</u> 《企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p><u>（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用）</u></p> <p><u>17の3の2-1</u> 震災特例法第17条の3の2第1項の規定に係る適用期間（同項の表の各号の第2欄に掲げる期間をいう。）の意義等については、17の3-1及び17の3-2の取扱いを準用する。</p>

<p><u>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</u></p> <p><u>17の3-2 震災特例法第17条の3第1項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。</u></p> <p><u>(1) 補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下17の3-2において「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額</u></p> <p><u>(2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)以外の補助金等の交付額で、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下17の3-2において「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。以下17の3-2において同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下17の3-2において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</u></p>	<p>(新 設)</p>
---	--------------

七 第17条の3の2《避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
第17条の3の2 《避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合	第17条の3の3 《避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合

<p>の法人税額の特別控除》関係</p> <p>(企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p><u>17の3の2-1</u> 震災特例法第17条の3の2第1項の規定に係る適用期間の意義等については、17の3-1及び17の3-2の取扱いを準用する。</p>	<p>の法人税額の特別控除》関係</p> <p>(特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p> <p><u>17の3の3-1</u> 震災特例法第17条の3の3第1項の規定に係る適用期間の意義等については、17の3-1及び17の3-2の取扱いを準用する。</p>
---	--

八 旧第17条の5《特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>第17条の5</u> 《特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等》 関係</p> <p><u>(開発研究の意義)</u></p> <p><u>17の5-1</u> 震災特例法第17条の5第1項に規定する開発研究(以下17の5-3までにおいて「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。</p> <p>(1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</p> <p>(2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</p> <p>(3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</p> <p>(4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</p> <p><u>(専ら開発研究の用に供されるもの)</u></p> <p><u>17の5-2</u> 震災特例法令第17条の5第2項に規定する「専ら(……)開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及</p>
(廃止)	
(廃止)	

	<p><u>び装置並びにソフトウェアのうち産業集積の形成に資するもの」とは、専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(委託研究先への資産の貸与)</u></p> <p><u>17の5-3 震災特例法第17条の5第1項に規定する法人が、その取得又は製作若しくは建設（以下17の5-3の2において「取得等」という。）をした同項に規定する開発研究用資産（以下17の5-4までにおいて「開発研究用資産」という。）を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該開発研究用資産が専ら当該法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該開発研究用資産は当該法人の行う開発研究の用に供したもものとして取り扱う。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>17の5-3の2 震災特例法第17条の5第1項の規定の適用上、法人が措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下17の5-3の2において「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>通算法人以外の法人 当該法人の開発研究用資産の取得等をした日及び当該開発研究用資産を震災特例法第17条の5第1項に規定する開発研究の用に供した日の現況による。</u></p> <p>(2) <u>通算法人 当該通算法人及び他の通算法人（次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該イ及びロの日の現況による。</u></p>

(廃止)	<p>イ <u>当該通算法人が開発研究用資産の取得等をした日</u></p> <p>ロ <u>当該通算法人が当該開発研究用資産を同項に規定する開発研究の用に供した日</u></p> <p>ハ <u>当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u></p> <p>ニ <u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>(開発研究用資産の償却費)</u></p> <p><u>17の5-4 開発研究用資産につき震災特例法第17条の5第1項の規定の適用を受けて償却費として損金の額に算入する金額が、措置法第42条の4第19項第10号に規定する特別試験研究費の額（以下17の5-4において「特別試験研究費の額」という。）に該当するものとみなされるのであるから、震災特例法第18条の6第1項の規定によりみなして適用される措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立額は、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</u></p>
------	--

九 第18条（新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(開発研究の意義)</u></p> <p>18-1 <u>震災特例法第18条第1項に規定する開発研究（以下18-3までにおいて「開発研究」という。）とは、次に掲げる試験研究をいう。</u></p> <p><u>(1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</u></p> <p><u>(2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</u></p>	<p><u>(特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等制度に係る取扱いの準用)</u></p> <p>18-1 <u>震災特例法第18条第1項の規定の適用に係る開発研究の意義等については、17の5-1から17の5-3まで及び17の5-4の取扱いを準用する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</u></p> <p><u>(4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</u></p> <p><u>(専ら開発研究の用に供されるもの)</u></p> <p><u>18-2 震災特例法令第 18 条第 3 項に規定する「専ら (……) 開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化に資するもの」とは、専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(委託研究先への資産の貸与)</u></p> <p><u>18-3 震災特例法第 18 条第 1 項に規定する法人が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する開発研究用資産（以下 18-4 までにおいて「開発研究用資産」という。）を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該開発研究用資産が専ら当該法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該開発研究用資産は当該法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</u></p> <p><u>(開発研究用資産の償却費)</u></p> <p><u>18-4 開発研究用資産につき震災特例法第 18 条第 1 項の規定の適用を受けて償却費として損金の額に算入する金額が、措置法第 42 条の 4 の 2 第 3 項第 1 号</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>に規定する特別試験研究費の額（以下 18-4 において「特別試験研究費の額」という。）に該当するものとみなされるのであるから、震災特例法第 18 条の 6 第 1 項の規定によりみなして適用される措置法第 52 条の 3 の規定による特別償却準備金の積立額は、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</u></p>	

十 旧第 18 条の 2 《被災代替資産等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	第 18 条の 2 《被災代替船舶の特別償却》関係
(廃止)	<p><u>(同一の用途の判定)</u></p> <p>18 の 2-1 <u>震災特例法令第 18 条の 2 の「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、おおむね漁船、運送船（貨物船、油槽船、薬品槽船、客船等をいう。）、作業船（独航機能を有しないものを除く。）、その他の区分により判定する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p>18 の 2-2 <u>震災特例法第 18 条の 2 第 1 項の規定の適用上、法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下 18 の 2-2 において「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>通算法人以外の法人 当該法人の震災特例法第 18 条の 2 第 1 項に規定する被災代替船舶の取得又は製作をした日及び当該被災代替船舶を事業の用に供した日の現況による。</u></p>

	<p>(2) <u>通算法人</u> 当該通算法人及び他の通算法人（次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該イ及びロの日の現況による。</p> <p>イ 当該通算法人が同項に規定する被災代替船舶の取得又は製作をした日</p> <p>ロ 当該通算法人が当該被災代替船舶を事業の用に供した日</p> <p>ハ 当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</p> <p>(注) <u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p>
--	--

十一 経過的处理

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的处理…改正前の震災特例法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第102号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年財務省令第24号）をいう。以下同じ。）による改正前の震災特例法、震災特例法令及び震災特例法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の震災特例法、震災特例法令及び震災特例法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の取扱いの例による。</u></p>	